

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省04-⑬)

施策名	地域コミュニティとの連携		担当部局名	地方協力局		
施策の概要	<p>一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまでに重要となっている。</p> <p>このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。</p> <p>また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化する。</p> <p>地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。同時に、駐屯地・基地等の運営に当たっては、地元経済への寄与に配慮する。</p>		政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 (防衛力を支える要素)		
達成すべき目標	防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることの重要性を踏まえ、防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和を図る。		目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。	政策評価実施予定時期	令和4年8月

測定指標		目標	実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度		
①	防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和	令和5年度	別紙	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>III 自衛隊の能力等に関する主要事業 6 防衛力を支える要素 (3) 地域コミュニティとの連携 地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習の実施等に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施する。同時に、住宅防音事業の更なる促進を含め防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関などの関係機関との連携を一層強化する。</p> <p>地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額 4年度	関連する 指標	達成手段の概要等	令和3年 行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	2年度	3年度				
(1) 移転措置事業(S49)	4,468 (3,957)	5,374 (4,902)	4,797 (4,415)	5,062	1	<p>防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。</p> <p>航空機による頻繁な離着陸、火砲による射撃が周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。</p> <p>これら障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域の指定の際に所在する建物等について、所有者からの申し出を受け、移転の補償等を実施することによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。</p>	0282
(2) 民生安定助成事業(S49)	34,453 (33,118)	34,260 (33,676)	35,631 (33,701)	36,676	1	<p>防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。</p> <p>航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。</p> <p>これらの障害の緩和に資するため、地方公共団体等が実施する生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備等に対して国がその費用の一部を補助することによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。</p>	0283

(3)	緑地整備事業等(S49)	843 (783)	1,038 (880)	911 (706)	932	1	<p>【緑地整備】 防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火炮による射撃などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合がある。 これらの障害の防止等のため、防衛施設周辺地域において、緑地帯その他の緩衝地帯を整備することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与することを目的とするものである。</p> <p>【周辺補償】 駐留軍及び自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするものである。</p>	0284
(4)	騒音防止事業(住宅防音)(S49)	53,771 (52,129)	59,086 (57,464)	56,171 (54,166)	61,509	1	<p>防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場などの用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸、火炮による射撃が周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する第一種区域の指定の際現に所在する住宅等を対象にその障害を防止し、又は軽減するため住宅の所有者等が行う防音工事に対して国が補助金の交付を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。</p>	0285
(5)	借料(S27)	128,957 (128,685)	130,067 (129,653)	130,845 (130,406)	131,895	1	<p>在日米軍に施設・区域を提供することは、条約上、我が国に課せられた義務であり、かかる提供に必要な民有地については、賃貸借契約を締結して使用することを基本としている。これにより、防衛施設の継続的・安定的な使用を確保し、もって我が国の平和と独立を守り国の安全を保つことを目的としているものである。</p>	0286
(6)	補償経費等(S27)	14,407 (11,490)	10,509 (9,185)	12,034 (11,064)	13,834	1	<p>【漁業補償】 駐留軍又は自衛隊が訓練等のため水域を使用する場合、円滑に訓練等を行うとともに、漁船の操業や漁業関係者の安全を図るため、制限水域を設定し、これに伴う漁業経営上の損失を補償することにより、制限水域の安定的な提供及び使用を確保するものである。</p> <p>【買取(不動産購入)】 駐留軍に施設・区域として提供する必要のある土地等は賃貸借契約により使用権原を取得することを基本としているが、提供に際して土地等所有者が買取を条件とするもの及び施設・区域の土地等の所有者のうち、経済的事情等から土地等の買取要望があったものについて買取しており、これにより防衛施設の安定的な使用を図ることを目的とするものである。</p> <p>【財産管理(周辺財産の除草工事)】 国有財産法第9条の5の規定に基づき、国有地において適正な財産管理(除草工事)を行い、これにより防衛施設の安定的な使用を図ることを目的とするものである。 上記のほか、防衛施設の安定的な運用の確保を図るため損失補償等を実施している。</p>	0287
(7)	障害防止事業(S49)	9,069 (8,763)	11,154 (11,044)	10,897 (10,380)	12,556	1	<p>防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場などの用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火炮による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合がある。 これらの障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する施設の工事に対して国がその費用の全部又は一部を補助することなどによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。</p>	0288
(8)	騒音防止事業(一般防音)(S49)	11,808 (10,755)	12,225 (10,707)	11,678 (9,500)	9,925	1	<p>防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸、火炮による射撃等が周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害を防止し、又は軽減するため学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、国が補助金の交付を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。</p>	0289
(9)	道路改修等事業(S49)	7,162 (6,526)	7,390 (6,915)	6,837 (6,632)	7,299	1	<p>防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合がある。 これらの障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する施設整備に対して国が補助金の交付を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。</p>	0290
(10)	防衛施設周辺整備総合事業(H16)	515 (488)	872 (753)	954 (893)	914	1	<p>防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火炮による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する複数の障害防止事業及び民生安定助成事業等に対して国が補助金の交付を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。</p>	0291
(11)	大規模広報施設(H3)	258 (237)	313 (293)	266 (270)	267	1	<p>我が国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解と支持があって初めて成り立つものである。このような理解の促進のためにも自衛隊の現状を、青少年や女性層を含め、広く国民に紹介する広報活動が重要であるという観点から、様々な広報施設を設け、公開している。</p>	0292
(12)	行事広報(S29)	326 (326)	324 (219)	298 (246)	338	1	<p>我が国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解と支持があって初めて成り立つものであり、そのためにも自衛隊の現状を、青少年や女性層を含め、広く国民に紹介する広報活動が重要である。また、災害派遣の一環として音楽隊の慰問演奏会などを各被災地で実施し、被災者の心の癒しを図るなど、平素から防衛省・自衛隊による各種行事を実施し、親近感の醸成を図っている。</p>	0293

(13)	印刷物広報(S29)	120 (123)	122 (119)	111 (113)	114	1	我が国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解と支持があつて初めて成り立つものである。南スーダンPKOやソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動、災害派遣など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、平素から防衛政策や活動内容を積極的に広報する必要があるとの認識のもと、防衛白書やパンフレットといった様々な印刷物を活用した広報活動を実施している。	0294
(14)	視聴覚広報(S29)	59 (39)	61 (44)	58 (38)	57	1	我が国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解と支持があつて初めて成り立つものである。南スーダンPKOやソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動などの海外における活動及び災害支援活動など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、平素から防衛政策や活動内容を積極的に広報する必要があるとの認識のもと、防衛政策ビデオやCM映像といった様々な媒体を活用した広報活動を実施している。	0295
(15)	広報体制の整備(S29)	221 (190)	245 (182)	268 (227)	248	1	我が国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解と支持があつて初めて成り立つものである。南スーダンPKOやソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動などの海外における活動及び災害支援活動など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、平素から防衛政策や活動内容の積極的な広報活動を実施している。	0296
(16)	特定防衛施設周辺整備調整交付金(S49)	36,940 (35,948)	37,196 (37,168)	35,041 (35,011)	37,680	1	① ジェット機が離着陸する飛行場などの防衛施設について、その設置・運用により周辺地域の住民の生活環境や開発に様々な著しい影響を及ぼしていることを考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村が行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てるための交付金を交付することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的使用に寄与するものである。 ② 駐留軍等の再編によるその周辺地域の住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮し、当該周辺地域をその区域とする市町村等が行う公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てるための交付金を交付することにより、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するものである。	0297
施策の予算額・執行額		303,377 (293,557)	310,236 (303,204)	306,797 (297,768)	319,307	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-6-(3)地域コミュニティーとの連携	

※達成手段の令和3年度行政事業レビューシートは、最終公表段階のものである。

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省04-⑬)

施策名	地域コミュニティとの連携
-----	--------------

測定指標	目標	施策の進捗状況
------	----	---------

①防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和

防衛施設周辺対策事業の推進

元年度

●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。

- ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施(執行額:約62億円)
- ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施(執行額:約331億円)
- ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施(執行額:約74億円)
- ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施(執行額:約5億円)
- ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約218億円)
- ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償(執行額:約8億円)
- ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施(執行額:約40億円)
- ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施(執行額:約108億円)
- ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施(執行額:約521億円)
- ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施(執行額:約1,284億円)
- ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施(執行額:約54億円)

2年度

●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。

- ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施(執行額:約110億円)
- ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施(執行額:約336億円)
- ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施(執行額:約69億円)
- ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施(執行額:約8億円)
- ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約226億円)

2年度(続き)

- ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償(執行額:約9億円)
- ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施(執行額:約49億円)
- ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施(執行額:約107億円)
- ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施(執行額:約575億円)
- ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施(執行額:約1,293億円)
- ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施(執行額:約51億円)

3年度

●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。

- ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施(執行額:約104億円)
- ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施(執行額:約337億円)
- ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施(執行額:約66億円)
- ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施(執行額:約9億円)
- ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約227億円)
- ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減すべく、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施(執行額:約95億円)
- ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減すべく、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施(執行額:約542億円)
- ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施(執行額:約44億円)
- ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施(執行額:約1,302億円)
- ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償(執行額:約7億円)
- ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施(執行額:約122億円)

防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等

元年度

- 防衛省・自衛隊の各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明等を実施した。また、自衛隊及び在日米軍の運用等に対する住民の理解と協力を確保することを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーや、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽などを通じた日米交流事業等を実施している。
- 令和元年度においては、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して実施し、防衛問題セミナーを各地域で計16回、地域のオピニオンリーダー等を対象とした少人数規模のミニセミナーを計4回実施し、日米交流事業を計8回実施した。また、各米軍基地による地域交流活動を各地方防衛局の広報誌等で適宜紹介した。

2年度

- 防衛省・自衛隊の各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明等を実施した。また、自衛隊及び在日米軍の運用等に対する住民の理解と協力を確保することを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーや、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽などを通じた日米交流事業等を実施している。
- 令和2年度においては、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して実施し、また、新型コロナウイルス感染症の影響で行事等の開催に制約がある中で、防衛問題セミナーを計1回、日米交流事業を計1回、それぞれオンラインで実施し、全国各地からも参加を得られるよう環境を整備した。また、各米軍基地による地域交流活動を各地方防衛局の広報誌等で適宜紹介した。

		3 年 度	<p>●防衛省・自衛隊の各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明等を実施した。また、自衛隊及び在日米軍の運用等に対する住民の理解と協力を確保することを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーや、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽などを通じた日米交流事業等を実施している。</p> <p>●令和3年度においては、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して実施し、少人数規模のミニセミナーを1回実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響で行事等の開催に制約がある中で、防衛問題セミナーを計7回、日米交流事業を計2回、それぞれオンラインで実施し、全国各地からも参加を得られるよう環境を整備した。また、各米軍基地による地域交流活動を各地方防衛局の広報誌等で適宜紹介した。</p>
担当部局名	地方協力局	政策評価 実施時期	令和4年8月